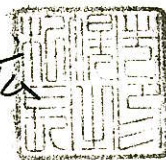


札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月2日

札幌市長

秋元克広



札幌市条例第26号

札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成19年条例第48号）の一部を次のように改正する。

(1) 第4条第1項の表を次のように改める。

号俸	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

(2) 第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第5条の2第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、札幌市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和5年条例第28号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）第4条第1項の規定は令和5年4月1日から、改正後の任期付職員条例第5条第2項及び第5条の2第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の札幌市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。